

## 第3章 給水装置工事の申込み

### 3.1 給水装置工事の流れ

指定事業者は、工事申込者と工事契約を締結後、以下の流れの順に手続を行うこと。

工 事 の 受 注	工事申込者から工事の依頼を受け、工事の施行契約を締結
↓	
調 査	現地調査及び本市、関係官公署等における図面等の調査
↓	
計 画 (事前協議)	工事の計画、工事材料の選定、工事申請書等の作成、給水装置が構造に適合していることの確認 工事方法の決定、機械器具の手配
↓	
管 理 者 へ 申 請	設計審査、工事材料等の確認
↓	
工 事 の 着 手	給水装置工事承認後（加入金及び設計審査、検査手数料の納入後）
↓	
工 事 の 施 行	工程管理、品質管理、安全管理、工事を施工する配水管から給水管分岐、道路上工事に係る本市との連絡調整、関係建築業者等との連絡調整、給水装置が構造材質基準に適合していることの確認
↓	
指 定 事 業 者 に よる 竣 功 検 査	指定事業者が行う検査（3.7参照。ただし、通水前に出来る検査とし、メーター支給後に通水後の検査を行うこととする。）
↓	
工 事 完 了 の 連 絡 及 び 検 査 申 込	竣功図及び資料の提出 管理者が行う書類検査
↓	
メ ー タ ー 支 給	指定事業者による通水後の検査
↓	
竣 工 検 査	管理者が行う現地検査
↓	
引 き 渡 し	工事申込者への引き渡し （工事申込者に対し、給水装置の使用方法・凍結防止等について説明し、竣功図面及び関係種類等（複写）を手渡す。

## 3.2 給水装置工事の申込み

### 1. 給水装置工事の新設等の申込み（条例第7条）

給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去しようとする者は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

### 2. 給水装置工事の施行等（条例第8条）

(1) 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者が施行する。

(2) 指定事業者は、給水装置工事を施行するときは、あらかじめ管理者の設計の審査（使用材料の確認を含む。）を受けなければならない。

(3) 指定事業者は、給水装置工事が竣工したときは、管理者の検査を受けなければならない。

#### [解説]

1. 申請書は、工事種別（新設、改造、撤去、臨時給水等）ごと作成し、提出すること。  
添付書類は、次のとおりである。

(1) 図面（付近見取図、平面図及び立体図）

(2) 水理計算書

(3) 所有者変更届

(4) その他関係書類

（適用）

① 同一所有者によるマンション等の1棟建築の新設工事又は改造工事の場合、申請書は1部にまとめ、承認申請書内訳書（別紙様式）にて提出してよい。

② 撤去工事については、設計図面を省略し、旧図面に標記して提出してよい。

③ 新設工事及び改造工事における申請時の設計図面は、原図を複写して提出してよい。

④ 次の場合は、水理計算書を添付すること。

ア 受水槽式給水及び直結加圧方式による給水工事

イ 直結直圧方式で3階建て以上に給水する場合

ウ 水道直結式スプリンクラー設備を設置する給水工事

エ 共同管、又は将来共用予定のある管（開発行為に伴う給水本管等）で $\phi 40$ mm以上の給水工事

オ 20戸以上（分岐予定を含む）で使用する共同管等の給水工事

カ メーターの口径決定上必要な場合

キ アパート、マンション等の場合

ク 給水管の口径が $\phi 25$ mm以上の場合

ケ その他、管理者が必要と認めた場合

⑤ 所有者変更届を提出するときは、変更の理由を証明できる売買契約書又は登記事項証

明書等の事実関係を証明できるものを添付すること（写し可）。

⑥ 申込者は、次の場合は利害関係人同意書（申請書の裏面に記載）を提出すること。

ア 他人の家屋、土地（管路用地を含む。）に給水装置を設置する場合

イ 他人の給水装置から分岐（メーターの増口径等、使用量が著しく増加する場合を含む。）して給水装置を設置する場合

⑦ 排水設備工事等確認申請書

下水道を使用する際には、「排水設備工事等確認申請書」（給水装置工事承認申請書と同じ。）を提出すること。

本市では、給水装置工事承認申請書及び排水設備工事等確認申請書を兼ねて提出することとしている。

## 2. 事前協議

(1) 4階以上直結給水及び直結加圧給水を要望する場合は、事前協議が必要である。

(2) その他技術的に判断が困難な場合は、申請前に協議をすること。

## 3. 設計審査

(1) 事務処理の関係から、申請書の提出から工事着手まで3日程度要するので、余裕をもって提出すること。

(2) 工事着手を急ぐ場合は、着手年月日、工事内容（図面等）及び理由を明記し協議すること。

### 3.3 工事費・加入金・設計審査手数料及び検査手数料

1. 工事費（条例第12条）

2. 加入金（条例第35条）

3. 設計審査手数料及び検査手数料（条例第39条第2項）

#### [解説]

1. 工事費は、給水装置工事申込者の負担とする。

2. 加入金は、給水装置の新設及び改造工事（改造工事の場合の納入額は改造前のメーター口径との差額）の申込者は、次項の各号の区分に応じ、管理者が定める日までに納入しなければならない。

## 加入金基本額

メーター口径	金額 (円)	メーター口径	金額 (円)
13ミリメートル	38,000	75ミリメートル	3,010,000
20ミリメートル	109,000	100ミリメートル	6,200,000
25ミリメートル	192,000	150ミリメートル	17,000,000
40ミリメートル	586,000	200ミリメートル以上	管理者が定める額
50ミリメートル	1,090,000		

※ 金額には消費税を含まない。

3. 手数料は、給水装置工事の設計の審査及び検査を受けようとする者が、1件につき下表の各号の区分に応じ、管理者が定める日までに納入しなければならない。

## 審査及び検査手数料

種類	給水管の最大口径	工事種別	審査手数料 (円)	検査手数料 (円)	手数料計 (円)
給水管	25ミリメートル以下	新設又は全部改造	8,300	11,200	19,500
		一部改造	5,100	8,000	13,100
	40又は50ミリメートル	新設又は全部改造	11,500	18,600	30,100
		一部改造	7,000	8,700	15,700
	75ミリメートル以上	新設又は全部改造	23,000	35,000	58,000
		一部改造	9,600	10,600	20,200
私設消火栓			14,400	18,000	32,400
給水支管			1,000	1,000	2,000
撤去			1,600	1,600	3,200

※ 給水管に係る審査手数料及び検査手数料について、埋設管の延長が100mを超える場合にあっては、その超える延長100mまでごとに当該金額の欄に定める額の2分の1の額を加算するものとする。

## 3.4 道路占用許可申請

**給水管を公道に布設する場合は、事前に道路管理者へ許可申請の手続きを行い、占用の許可を受けなければならない。**

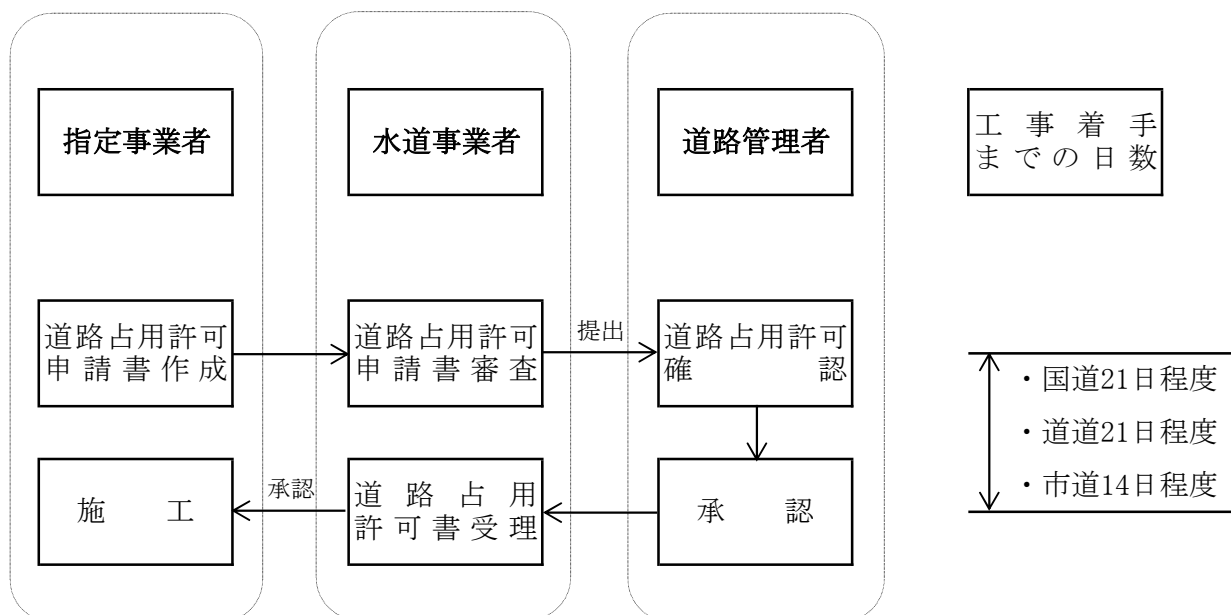
### [解説]

- 道路占用許可申請については、道路管理者との取決めにより水道局が申請者としている。したがって、指定事業者は、道路占用許可申請書（交通規制等を含む。）を作成し、水道局に提出すること。
- 道路を掘削する場合は、事前に埋設物の調査を行い必要に応じて埋設物管理者に現場立会いを求めること。

また、道路掘削に伴い、バス停の移設等が生じる場合は、バス会社と事前協議を行い、通行止め等の交通規制を行う場合は、事前に付近住民、町内会、学校等に工事の説明を行い了承を得ること。

3. その他、必要に応じて関係機関や会社と事前協議を行うこと。

### 道路占用許可申請の流れ



- ※ (1) 工事の着手及び完了は届出が必要となるので、連絡をすること。
- (2) 工事着手までの日数は、概ねの日数となるので、提出日には十分留意すること。
- (3) 交通規制等を行う場合は、関係機関と事前に協議を行うこと。
- (4) 道路使用許可申請書は、安全対策図を添付して指定事業者が所轄警察署に提出し、許可書の受取を行うこと。
- (5) その他、道路占用許可申請の延長、取下及び変更がある場合は速やかに届出をすること。

## 3.5 工事着手

給水装置工事は、管理者の承認を得て、加入金、設計審査手数料及び検査手数料を納入後に着手すること。

#### [解説]

1. 指定事業者は、工事着手にあたり、本市に連絡調整を行うこと。

### 3.6 設計変更等の届出

給水装置工事の設計を変更する場合は、再審査を受けること。  
また、申込の取りやめを行う場合、所定の届出書により速やかに管理者に提出すること。

#### [解説]

1. 指定事業者は、設計変更又は工事の取りやめを行う場合は、「給水装置工事設計変更（申込取りやめ）届」を提出すること。
2. 設計変更の範囲は次のとおりである。
  - (1) メーター口径が変更になる場合。
  - (2) 分岐又は給水管口径が変更になる場合。
  - (3) 給水用具等の増減に伴い、著しく水量の増減が生じる場合。
  - (4) 建築物等が変更になった場合。
  - (5) その他、管理者が必要と判断した場合。
3. 設計変更を行う場合は、図面、水理計算書等を提出し、再審査を受けること。

### 3.7 指定事業者が行う竣工検査

指定事業者は、管理者に竣工検査の手続き前に、給水装置の構造及び材質の基準が適合していることを確認し、事前に管内を洗浄するとともに、通水試験、水圧試験及び水質の確認を行うこと。

#### [解説]

1. 竣工図面等の検査内容
  - (1) 位置図
    - 1) 工事箇所の明記の確認
    - 2) 道路及び主要建物等の記入の確認
  - (2) 平面図及び立体図等
    - 1) 分岐、メーター、止水栓等オフセットの記入の確認
    - 2) 方位、隣接家屋の設置番号、敷地境界、道路種別等の記入の確認
    - 3) 平面図と立体図の整合がされていることの確認
    - 4) 材料、口径、延長の記入の確認
    - 5) メーターの遠隔表示装置の取付位置の記載
2. 現地の検査内容
  - (1) 分岐、メーター、埋設管、止水栓・バルブ・仕切弁、管類、道路復旧

- 1) 配水管等への取付口の位置、取付口径の確認
  - 2) オフセットの測定の確認
  - 3) メーターの逆付け、片寄り及び検針、取替えの支障のないかの確認
  - 4) 遠隔表示装置及び端子接続が適切に施工されていることの確認
  - 5) 止水栓等の片寄り及び筐類の高さが適切に施工されていることの確認
  - 6) 埋設管の各埋設深度は、所定の深さが確保されていることの確認
  - 7) 埋設管の延長は、竣功図面と整合されていることの確認
  - 8) 道路占用許可条件のとおりであることの確認
  - 9) 給水管及び給水用具が小樽市指定のものであることの確認
- (2) 屋内配管等
- 1) 配管の口径、管路及び構造が適切であることの確認
  - 2) 給水用具等が竣功図面と整合されていることの確認
  - 3) 吐水口空間の確保がなされていることの確認（受水槽を含む。）
  - 4) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプを直結していないことの確認
  - 5) 水の汚染、凍結、破壊、浸食、電食、浸透等を防止するための適切な措置がされていることの確認
  - 6) 給水用具等の適切な接合、性能基準適合品の使用の確認
  - 7) クロスコネクションがなされていないかの確認
- (3) 通水、水圧試験
- 1) 通水後、各給水用具から放水し、メーター等の動作状況等の確認
  - 2) 所定の水圧による水圧試験で、漏水及び抜け出し等がないことの確認
    - ・ サドル分水栓、割丁字管は、水圧1.0Mpaを5分間保持。
    - ・ その他の給水装置は、水圧1.0Mpaを2分間保持。
    - ・ その他、管理者の指示によることとする
- (4) 水質試験
- 1) 濁り、臭気等の確認
    - ・ 残留塩素は、DPD法にて確認（0.1mg/ℓ以上）
    - ・ 臭気、味、色、濁り及び異物は観察にて確認（異常でないことの確認）
- (5) 加圧ポンプ
- 1) 水理計算書に基づく加圧装置の圧力設定値の確認
- (6) 受水槽
- 1) 水理計算書に基づく受水槽流入量の確認

### 3.8 検査の申込み及び検査

1. 指定事業者は、工事完了後、管理者に竣功図及び資料等を提出し速やかに検査を受けること。
2. 検査時は、主任技術者が立ち会うこと。
3. メーター支給は、検査日の前日を原則とする。
4. 撤去工事等の場合は、速やかにメーターを取外し返納すること。

#### [解説]

1. 竣功図面は、複写のものを提出し検査を受ける。また、提出資料は、給水装置工事使用材料・検査確認報告書、工事写真等がある。
2. 管理者の検査は、適正な給水を確保するために、給水装置の構造及び材質の基準、また、本市の基準等に適合していることの確認を行うものである。
3. メーター支給時には、「竣功図面」「給水装置メーター連絡票」「水道使用申込書」に必要な事項を記入し提出すること。排水設備工事があるものについては、「排水設備工事等完了届」を同時に提出すること。